

孺恋村農業委員会総会議事録(第6回)

- (1) 開催日時 令和5年12月11日(月)開会:午前10時06分 閉会:午前11時00分
開催場所:大前活性化センター 1階ホール
- (2) 出席委員の議席番号および氏名(農業委員16名 欠席委員1名)
- 農業委員
- 2.黒岩 節男 3.黒岩 宗久 4.小嶋 恒夫 5.黒岩 順 6.黒岩 康利
7.黒岩 富二 8.丸山 哲男 9.宮崎 かおる 10.千嶋 澄孝 11.宮崎 弘美 12.黒岩 正市
13.黒岩 純一 14.佐藤 梅仁 15.下谷 忠 16.黒岩 トシエ 17.市場 俊喜
- (3) 欠席委員の議席番号及び氏名 1.干川 伸夫
- (4) 出席した事務局職員(書記)氏名 事務局長 滝澤文彦 主事 熊川紗佑里 主事 小嶋俊星
- (5) 提出された議案
- 第1号議案 あっせんの成立について
第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第4号議案 農用地利用集積計画(案)への意見決定について
第5号議案 農用地売買のあっせん申出について
第6号議案 非農地の決定について
第7号議案 その他

(6)会議の概要

事務局長 ただ今より孺恋村農業委員会総会を開催させていただきます。本日の出席委員は16名です。
孺恋村農業委員会会議規則第8条による会議の定足数に達しましたことをご報告いたします。
それでは、農業委員会会議規則第7条の規定により、会長の宣告で開会させていただきます。
また、同規定第5条により会長が議長になり進行をお願いいたします。

議長 どうも皆さん、おはようございます。あっという間に師走になりまして、大変お忙しい中、ご苦労様でございます。先日、皆様の方で農地パトロール等やっただきまして、今日はその報告も
ございます。また、先月11月24日に農振委員の黒岩純一さんと私で農業委員会の要望書を村
長と議長に提出いたしました。村長、議長とも前向きに要望に答えられるように頑張るというよう
なことだったので、ご報告させていただきます。本日は大変議題が急に多くなりまして、スピーデー
ーに進めた方が良いと思いますので、早速始めたいと思います。本日の議事録署名人ですが、
第9番号委員の宮崎かおる委員、第10番号委員の千嶋澄孝委員にお願いしたいと思います。
よろしくお願いいたします。それでは【第1号議案「あっせんの成立について」】、事務局より説明
をお願いします。

事務局 【第1号議案「あっせんの成立について」】案件朗読後説明(売買単価818円/㎡)

議 長 ありがとうございます。こちらの案件は大笹の案件ですけれども、大笹のあっせん委員の皆さん、説明していただけますか。

6番委員 先月17日にあっせん委員会を行いました。農地の場所は、大笹の大平地区になります。価格も妥当であり、特に問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。1㎡単価は818円です。それでは、このあっせんについて、なにか皆さまからなにかご意見がありますか。ないようでしたら、お諮りいたします。【第1号議案「あっせんの成立について」】は成立するものとし決定したいがよろしいでしょうか。異議無しの委員さんは挙手をお願いします。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。挙手全員でありますので【第1号議案「あっせんの成立について」】は成立することに決定いたします。続きまして、【第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」】議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 【第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」】案件朗読後説明

1番号 あっせんの成立による売買契約

2番号 売買による契約

3番号 売買による契約

4番号 売買による契約

議 長 ありがとうございます。1番号案件につきましては先ほど説明がありましたので、お諮りいたします。1番号につきまして許可するものとして決定したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。続きまして、【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」】、2番号につきまして、干俣の案件ですけれども干俣の委員さんよろしく願いいたします。

13番委員 はい。12月2日に現地確認へ行きまして、地元の農業委員、農地利用最適化推進委員、そして事務局を交えて現地を確認しました。場所は干俣の改善センターから東に500mほど行ったパノラマライン沿いにあります。今回は、親族間同士の売買でございまして、譲受人は認定農業者ということもありますので特に問題は無いと思いますのでよろしくお願い致します。

議 長 ありがとうございます。ただいまの、意見についてなにか皆さんの方から質問等ございますか。何も無いようでしたらお諮りしたいと思います。【第2号議案2番号「農地法第3条の規定による許

可申請について】は許可するということでよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。挙手全員でありますので【第2号議案2番号「農地法第3条の規定による許可申請について】は許可することに決定します。続きまして、【第2号議案3番号「農地法第3条の規定による許可申請について】ですが大笹の委員さんお願いいたします。

14番委員 12月4日に地元の委員と事務局で現地を確認しました。場所は小山商店の裏になります。譲り受け予定者は農家をしているため問題ないと思います。

議 長 それでは、【第2号議案3番号「農地法第3条の規定による許可申請について】につきまして、皆さまから何かご意見ございますか。ないようでしたら、お諮りいたします。許可するということで決定してよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 はい、ありがとうございます。【第2号議案3番号「農地法第3条の規定による許可申請について】は、許可するということで決定いたします。次に、【第2号議案4番号「農地法第3条の規定による許可申請について】で、こちらも大笹なんですけど、説明をお願いします。

6番委員 12月4日に農業委員と推進委員で現地を確認しました。場所は関所跡から1kmほど上った上ノ原にあり、水くみ場の近くです。売る人、買う人両方とも専業農家なので問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。こちらはなにか質問等ございますか。ないようでしたら、お諮りいたします。【第2号議案4番号「農地法第3条の規定による許可申請について】許可するということで決定してよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【第2号議案4番号「農地法第3条の規定による許可申請について】は許可するということで決定いたします。続きまして、【第3号議案「農地法第4条の規定による許可申請について】事務局よりよろしく申し上げます。

事務局 【第3号議「農地法第4条の規定による許可申請について】案件朗読後説明

議 長 ありがとうございます。こちらの案件は大前ですので、大前の委員さん、よろしくお願いします。

12番委員 先週、推進委員と、事務局と私で現地確認をしました。現地は既に駐車場で利用されていました。周辺に申請人以外に耕作者はありませんので農業等に与える影響はないと思います。また、転用できるかは、既に原野化をしております、書類は前後しますが、許可相当で問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。この案件につきまして、なにか質問等ございますか。無いようでしたら、こちらの案件につきまして審議させていただきます。【第3号議「農地法第4条の規定による許可申請について」】は許可相当と意見を付し知事へ進達したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。挙手全員でありますので【第3号議「農地法第4条の規定による許可申請について」】は許可相当と意見を付し知事へ進達することに決定します。それでは、【第4号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】を議題とします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項についてその議事に参与することができませんので、9番号委員の退場を求めたいと思います。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 【第4号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】朗読後説明

議 長 ありがとうございます。この件につきまして、どなたかご意見はございますか。意見がないようなのでお諮りいたします。【第4号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】は意見を問題なしとして村長に回答してよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 はい、ありがとうございます。それでは村長に意見を問題なしとして回答したいと思います。それでは続きまして、【第5号議案「農用地売買のあっせん申出について」】事務局よりよろしくお願いいたします。

事務局 【第5号議案「農用地売買のあっせん申出について」】

- | | |
|----------|----|
| 1、田代大横川平 | 2筆 |
| 2、田代吾妻山 | 1筆 |
| 3、田代湯尻 | 1筆 |
| 4、大笹吹上 | 1筆 |
| 5、鎌原柏木塚 | 1筆 |

議 長 ありがとうございます。まず最初に田代地区、3件ございます。こちらの説明一括してお願いした

いと思います。田代の委員さんよろしくお願いします。

9番委員 12月5日火曜日、地元の農業委員さんと、推進委員さん、そして事務局の皆さまで現地確認をいたしました。田代大横川平2筆、農地の場所は、田代コミュニティーセンターから、大笹の北山方面へ向かう途中にあり、およっかわ集荷場から東に200mほど進んだ場所にあります。2番目田代吾妻山の農地の場所は、婦恋オーアンドエフ様より南西に400mほど離れた場所になります。3番目田代湯尻の農地の場所は、元けんちゃん食堂があった交差点から700mほど離れた場所でパノラマライン南ルートの途中にあります。いずれも耕作されておりあっせんを受けるにあたっては問題ないと思います。

議 長 はい、ありがとうございました。次に、大笹地区ですがこちら、よろしくお願いします。

6番委員 吹上の方は、総合グラウンドから上がったところの集荷場の近くです。農業をやっており何も問題ないと思います。もう一つが柏木塚で、パノラマラインから柏木塚の方へ1kmほど入った所でこちらも専業農家の息子がキャベツを作っているので、何も問題ないと思います。

議 長 どうもありがとうございました。5件ありますが、何か皆さま質問等ございますか。なければ、1件ごとにあっせんを受けるか審議したいと思います。まず、最初の1番の案件ですけれどもこちらはあっせんを受けるということでよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【第5号議案「農用地売買のあっせん申出について」1番号】はあっせんを受けるとすることに決定します。続きまして、2番の案件はあっせんを受けるとすることでよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【第5号議案「農用地売買のあっせん申出について」2番号】はあっせんを受けるとすることに決定します。続きまして、3番の案件はあっせんを受けるとすることでよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【第5号議案「農用地売買のあっせん申出について」3番号】はあっせんを受けるとすることに決定します。続きまして、4番の案件はあっせんを受けるとすることでよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【第5号議案「農用地売買のあっせん申出について」4番号】はあっせんを受けるとすることに決定します。続きまして、5番の案件はあっせんを受けるとことでよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【第5号議案「農用地売買のあっせん申出について」5番号】はあっせんを受けるとすることに決定します。あっせん委員の指名を求めるということですが、1～3番目は田代地区です。田代地区の農業委員及び農地最適化推進委員にお願いしたいと思います。4番目と5番目の案件につきましては大笹地区の農業委員及び農地最適化推進委員にお願いしたいと思います。あっせん委員会の日時は事務局から各関係委員に後日連絡いたします。続きまして、【第6号議案「非農地の決定について」】を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 【第6号議案「非農地の決定について」】39件56,648㎡。令和5年度農地パトロールの現地確認による非農地判断である旨説明。

議 長 ありがとうございます。【第6号議案「非農地の決定について」】説明がありました。皆さまの方でなにか質問等ございますか。ないようですので、お諮りしたいと思います。【第6号議案「非農地の決定について」】は議案書のとおり非農地と決定してよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 はい、ありがとうございます。【第6号議案「非農地の決定について」】は非農地として決定いたします。続きまして、【第7号議案「その他」】を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 【第7号議案「その他」】報告。

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 6件

報告2 農地転用許可後の事業完了報告について 1件

報告3 制限除外による事業計画書 2件

報告4 農地法第18条第6項の規定による届出書 9件

議 長 ありがとうございます。こちらは報告となります。それでは、農地パトロールの結果について各委員より農地パトロールの感想等について報告をお願いしたいと思います。最初に田代の推進委員さんよろしくお願いします。

田代地区 9月15日に推進委員2名事務局2名の4名で農地パトロールを行いました。パトロールをして感じ

たことは、条件の悪い農地の遊休化は依然としてありますが、全国各地で起こっているような優良な農地の遊休化は今のところ田代では起こっていないくて、10年先くらいまでは担い手も後継者もいると思われます。そういった中で、遊休農地の発生を防止するためには当たり前のことだとは思いますが、労働力が確保できて、安定した収入があつて、安心して農作物が作れるように環境を整えることが遊休農地の発生を防止する唯一の方法ではないかとそのように思いました。

議 長 ありがとうございました。次に、干俣地区の委員さんをお願いします。

干俣地区 10月6日に農地パトロールを行いました。昨年度まわったところがどうなっているかの確認だったのですが、草刈りをしているところは何筆かありまして、あとはほとんど今までどおり作られている様子はありませんでした。やはり湿地、傾斜、畑が小さい、進入口が狭いと条件の悪いところは、結局どうにもならないというか、耕作者が出るのがなかなか難しいと思いました。

議 長 ありがとうございました。続きまして、大笹地区の委員さんをお願いします。

大笹地区 9月25日事務局3名、推進委員2名で農地パトロールを行いました。砂井地区においては前から思っていたことなのですが、すれ違うのも大変な道や傾斜があるところは遊休農地になってしまう傾向があると思いました。また、広川原においては、集荷場が傾斜地であつて、その砂が舞い上がってしまつて、農業に適していないが多かつたと思います。また、ボタメキの方につきましてはかえれば農地として利用しているんですけど、河川がそばにあつたりして大型の機械が入らなかつたりするところが多くあるのが目につき、そういうところは活用が出来ていないということが分かりました。やはり、土地を使っていくためには機械が入ったり出来るようなところがあるといいと思いました。そうでないとやはり活用するのが難しい点が多いと思いました。

議 長 ありがとうございました。続きまして、大前地区の委員さんよろしくをお願いします。

大前地区 9月27日推進委員と役場の事務局とまわったわけですが、ここ何年か、やはり、進入口が狭いか、1枚の面積が小さいというのがどうしても荒れてしまつて、やむを得ないかなというような状況です。ある程度面積があればあつせんもできると考えるのですが、なかなか、そのような面積の畑はあまり見当たらないので、ある面やむを得ないのかなと、しょうがないと思っています。

議 長 ありがとうございました。続きまして、西窪地区よろしくをお願いします。

西窪地区 9月29日に農地パトロールを行いました。西窪は兼業農家が多く、親が農業をやっている自分も農業をやらないという家が増えていまして、耕作していない農地などが増えていると思いました。車が入れない細い道などのところが、もう耕作していないように思いました。

議 長 ありがとうございました。続きまして、門貝地区よろしくをお願いします。

門貝地区 10月3日に農地パトロールを行いました。門貝は今回は耕作されていない筆が29筆ありまして、いわゆる保全管理されている農地が4筆、その他の25筆が山林、原野化しているということで、確実に非農地化が進行している状況です。門貝の場合には現役の農業者、若い農業者の方がおりません。農業をしているのは現役を退職された方や、家庭菜園程度にやっているのが現実です。干俣の農家の方が、門貝の農地を借地して、現在使用しているような状況ですけれども今回門貝の非農地の決定は先ほどの非農地の中にはございませんでしたが確実に非農地化が進行しており、非常に残念な状況です。

議 長 ありがとうございます。次は三原地区お願いします。

三原地区 10月13日に私と推進委員さんと事務局の方と視察しましたが、集落の周辺は地形的な理由もありまして、それぞれの耕作単位は小さい耕作地がほとんどです。従いまして、その耕作地での農業経営的なものはほぼ、非現実的なものとなっています。家庭菜園的な現状で利用されているのがほとんどです。ただ、普段の様子から見てもその耕作に携わる人達は70歳以上の方々がほとんどであるということから、その方々が体力的にだんだんと耕作作業に取りかからなくなってくると、このままでは非農地化ということも避けられないのではないかと、あと10年20年後には非農地化が進んでしまうのではないかと感じました。

議 長 ありがとうございます。続きまして、芦生田地区お願いします。

芦生田地区 10月15日に農地パトロールをさせていただきました。相も変わらずですが、畑の方は比較的耕作状況は良いのですが、田んぼの方は大分荒れてきて今後、そこがどうなのかというところが課題だと思います。

議 長 ありがとうございます。続きまして、鎌原地区よろしくお願いします。

鎌原地区 10月13日推進委員2名、事務局3名で農地パトロールを行いました。今年は立野地区で田んぼが耕作されていない場所が何筆か確認されました。向原地区で、去年と今年もドローンで確認をしましたが、ドローンで見た限りだと耕作されているような感じに見えたのですが、実際に徒歩で現地確認をしたところ、獣が荒らしているような感じがあったので、今後もドローンを活用しながら、目視も重要だと感じました。

議 長 ありがとうございます。次は、袋倉お願いします。

袋倉地区 10月24日に推進委員さん、事務局と農地パトロールを実施しました。合計18筆を実施しました。私は今回農地パトロールが初めてですので、推進委員さんに聞きますと、ほぼ3年間現状維持をしているとのことでした。今回パトロールした農地はほぼ 1 反歩に満たないような農地がほとん

どでございまして、耕作していない農地は、やはり後継者がおらず耕作出来ない農地という印象でした。袋倉の農家も専業農家は数えるほどで、兼業農家や定年後の副収入、自家用として耕作しているのが現状です。

議 長 ありがとうございました。次は、今井地区よろしくお願いします。

今井地区 10月27日に農地パトロールを行いました。昨年と比べて、耕作が再開された土地が何件か見受けられたのですが、同じくらい新たに放棄されている土地もありました。他の地区でもありましたが田んぼの耕作放棄地が進んでいるような感じがありました。これから、注意深く見守っていきたいと思います。

議 長 どうもありがとうございました。これだけ多くの皆さまに見て頂きました。婦恋としては出荷量から見たら、それでも耕作放棄地は少ない方だと思っております。なるべく耕作放棄地等が無くなるように、我々も努力して頂きたいと思います。それでは、その他について事務局よりお願いします。

事務局 農業者年金の推進、利用権設定の再設定について説明。

議 長 皆さまからなにかありますか。ないようでしたら、以上をもちまして定例会を閉会させていただきます。次回の定例会は1月10日(水)午前10時から役場2階会議室です。長い間ありがとうございました。ごくろうさまでした。

午前11時00分閉会